５　計画の目標及び実現方策

(１)計画の目標

府域一水道を視野に入れつつ、企業団との統合をはじめとする広域化、効率的運用を目的とした施設の統廃合（最適配置）やその他の広域連携、官民連携、住民理解の促進といった取組を幅広く進め、将来の府域水道のめざすべき姿（将来像）を見据え、課題への対応を先送りすることなく、必要な取組をより一層強化することで府域水道の基盤を強化する必要がある。

府域水道の課題を踏まえ、「財政基盤の強化」、「適切な維持管理と計画的な更新・耐震化」、「組織力の充実」を目標とし、水道の基盤強化を進めていく。

**おおさか水道ビジョンを踏まえた**

**府域水道のめざすべき姿（将来像）**

○【安全】安全な水の供給

○【強靭】強靭な水道の実現

○【持続】水道の持続性の確保

**財政基盤の強化**

**目　標**

**適切な維持管理と**

**計画的な更新・耐震化**

**組織力の充実**

図31　ビジョンを踏まえた府域水道のめざすべき姿（将来像）及び目標

(２)実現方策

計画の目標に向け、水道の基盤強化のための実現方策として、「広域連携」を主軸としつつ、「官民連携」、「適切な資産管理」、「新たな技術の活用」、「人材の確保及び育成」及び「住民理解の促進」の６つを幅広く推進していく。

**財政基盤の強化**

**適切な維持管理と**

**計画的な更新・耐震化**

**組織力の充実**

**３つの目標**

**広 域 連 携**

**適切な資産管理**

**人材の確保及び育成**

**6つの実現方策**

**官 民 連 携**

**住民理解の促進**



**新たな技術の活用**

図32　目標及び対応する実現方策

〇広域連携

大阪府では平成24年３月に策定したビジョンにおいて、企業団を核とした水道事業の段階的な広域化を推進し、大阪市を含む府域一水道をめざすことにより水道事業体の運営基盤の強化を図ることとしている。平成29年度以降、協議が整った市町村水道事業者と企業団との経営の一体化が進められており、さらに条件が整った水道事業間においては、事業統合を進めることとしている。

このようにビジョンに基づく取組を進める中、平成30年８月に大阪府と府内全水道事業体で構成する「あり方協議会」を設立し、持続可能な府域水道事業の構築に向けた議論を進めてきた。令和２年３月には、協議会における議論を経て、「府域一水道に向けた水道のあり方に関する検討報告書」を取りまとめ、これをプランとして位置付けたところである。

当プランに定める取組の方向性を踏まえ、本計画では、企業団と市町村水道事業者との経営の一体化・事業統合による広域化に向けた「企業団との統合の促進」を中心に据えつつ、「淀川系浄水場の最適配置」をはじめ、「水道事業体間における水道施設・業務の共同化、技術連携と人材育成」や「危機管理体制の強化」といった各水道事業体の組織体制、整備事業計画や地理的関係性などの地域の実情を踏まえた実現可能な広域連携の取組も幅広く推進していく。

広域化のロードマップ『大阪府水道整備基本構想（おおさか水道ビジョン）』 P57の図
ステップ１「業務の共同化」
技術者・設備等の共有
管理水準の平準化
安定給水強化など
送配水一体運用による効率化
水道水品質の一元管理
水道安全度の向上など

ステップ２「経営の一体化・事業統合」
広域的な施設の効率化。最適化
人材・技術力の統合と適切な配置
投資の効率化、重点化など


図33　広域化のロードマップ『大阪府水道整備基本構想（おおさか水道ビジョン）』 P57

**＜広域連携＞
（広域化）
事業統合：経営主体も事業も一つに統合された形態。（事業認可、組織、料金体系、管理が一体化。）
経営の一体化：経営主体は同一だが、認可上、事業は別形態。
（組織管理が一本化。事業認可・料金体系は異なる。）
（業務の共同化）
施設の共同化：水道施設の共同設置・共用　等
管理の一体化：水質検査や施設管理等、維持管理の共同実施・共同委託　等

その他：災害時の相互応援体制の整備、資材の共同整備　等

**　表11　広域連携の手法  
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　厚生労働省資料を基に大阪府が作成

〇官民連携

水道事業及び水道用水供給事業（以下、「水道事業等」という。）における官民連携は、水道施設の適切な維持管理及び計画的な更新やサービス水準等の向上はもとより、水道事業等の運営に必要な人材の確保、ひいては官民における技術水準の向上に資するものであり、水道の基盤の強化を図る上での有効な選択肢の一つである。これまでにも営業業務や運転管理業務の委託などが多くの水道事業体で実施されてきた。官民連携については、個別の業務を委託する形のほか、水道法第24条の３の規定に基づく第三者委託や同法第24条の４に規定する水道施設運営等事業（コンセッション※事業）など、様々な形態が存在する。府域においても、一般的な業務委託だけでなく、PFIなどの官民連携の取組が一部水道事業体で検討・実施されている。これら先進的事例の府域水道事業体への水平展開や情報共有、地域の実情に応じた官民連携の導入を推進していく。

**※　利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公的主体が有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定すること**

水道事業等における官民連携手法とメリットを示した図
PFI（コンセッション方式）、PFI（従来方式）、DB又はDBO方式、一般的な業務委託について、業務範囲と契約期間、メリットを説明

厚生労働省資料を基に大阪府が作成

図34　水道事業等における官民連携手法とメリット

〇適切な資産管理

水道施設の状況を的確に把握し、漏水事故等の発生防止や長寿命化による設備投資の抑制等を図りつつ、長期的な視点に立って、計画的な更新・耐震化を進めていくことが重要である。そのため、日常点検等を通じた水道施設の把握や適切な維持管理の結果等を活用し、アセットマネジメントを踏まえた設備投資の選択と集中により、優先順位の高い施設の更新や施設配置・能力の適正化等を進めていく。

適切な資産管理の推進により期待する効果を示した図
点検を含む施設の維持・修繕
水道施設台帳の整備
水道施設の計画的な更新等
により
水道施設の適切な管理（維持管理水準の底上げ）
大規模災害時等の危機管理体制の強化
アセットマネジメントの精度向上
広域連携や官民連携等のための基礎情報として活用
の効果を期待出典：厚生労働省　資料

図35　適切な資産管理の推進により期待する効果

〇新たな技術の活用

水道事業体における住民サービスや水道施設の点検・維持管理は人の手に大きく依存している。特に山間部等の地理的条件の厳しい地域にある水道施設の維持管理には多くの時間と費用を要しているほか、災害時には漏水箇所の特定に時間を要するなど、効率的な事業運営や緊急時の迅速な復旧が課題となっており、IoT※による先端技術の活用等により、業務の効率化、付加効果の創出等が見込まれる。そのため、先行事例の調査、府域で先行して実施している水道事業体の取組の水平展開や情報共有、地域の実情に応じた新たな技術の活用を推進することにより、住民サービスの向上と業務の一層の効率化を進めていく。

**※　自動車・電化製品など、IT 機器以外の「もの」が、インターネットにより相互に接続されているシステム。物のインターネット。**

〇人材の確保及び育成

水道事業等の運営に当たっては、経営に関する知識や技術力等を有する人材の確保及び育成が不可欠である。一方、府域水道事業体では、ベテラン職員の退職等により、職員数は減少し、また、全体として若手職員は少なく、年齢構成に偏りがあるなど、これまで培った技術の継承や、計画的な施設の更新等を行うマンパワーの不足等に対応していく必要がある。これらの課題解消のため、官民連携による人材確保だけでなく、水道事業体における人材確保や技術研修等の人材育成のための取組を推進していく。

〇住民理解の促進

水道事業等の様々な課題解決を図るためには、水道事業等の現状や計画的な施設更新等に対して、必要な財源を水道料金により確保することや地域の実情に応じた広域連携、官民連携等の取組を行うことについて需要者である住民等の理解が不可欠である。これには適切なタイミングかつ積極的な情報発信が重要となることから、各水道事業体における情報発信を充実、強化していく。あわせて大阪府においても、各水道事業体の現状・課題や基盤強化のための取組の必要性に関する住民への情報発信、水道事業体への先進的事例の情報共有等を行っていく。